

「地域歳末たすけあい援護金」には申請が必要です

12月に行われる「地域歳末たすけあい運動」で集められた募金を、地域で支援を必要としているかた（世帯）に、援護金として配付します。

生活が困窮しているかた（世帯）で「地域歳末たすけあい援護金」を希望される場合は申請書の提出が必要です。

【対象者】

美里町内に居住し、次の①～③のいずれかに該当するかた（世帯）

①住民税非課税世帯

（生活保護を受けているかた（世帯）および施設等入所者は除く）

②災害被災（火災など）されたかた（世帯）

（平成31年1月1日～12月31日に被災され、罹災証明書などで証明できること。なお、申請期間後に被災された場合は、随時申請を受け付けます。）

③課税世帯ではあるが、事故や病気などの具体的理由により、所得が皆無となったため生活が著しく困難となったかた（世帯）

（令和元年度住民税の減免などに該当）

【申請方法】

申請書は、社会福祉協議会・役場住民福祉課戸籍福祉係の窓口や民生委員宅にあります。申請書に必要事項を記入・押印のうえ、地区の担当民生委員へ提出してください。担当民生委員がわからない場合は、社会福祉協議会に確認してください。なお、申請内容を調査した結果を通知します。

【申請期限】

11月15日(金)まで

【援護金額】

今年度の募金額と申請件数を考慮のうえ、配分委員会で決定し、12月下旬に配付する予定です。

※注 平成31年1月1日時点の住所（住民登録）が美里町以外の場合は、役場総務税務課では所得の確認ができません。申請者本人が、1月1日に住んでいた（住民登録をしていた）市区町村の窓口で世帯全員分の非課税証明書を取得し、申請書に添付してください。

問合せ＝社会福祉協議会 ☎76-3601

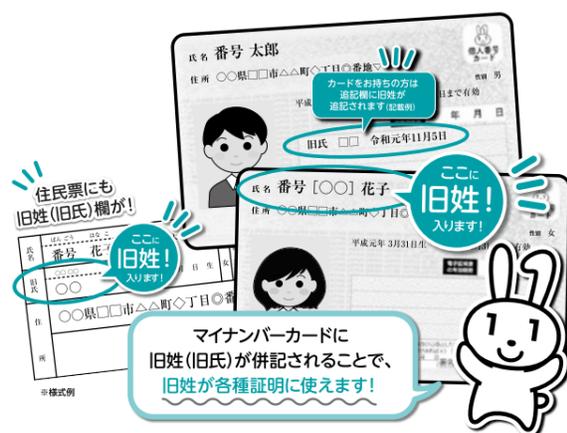
住民票、マイナンバーカードに旧姓（旧氏）が併記できるようになります。

住民票などに現在の姓（氏）と旧姓（旧氏）とを併記することが、希望者のみ申請によりできるようになります。

なお、併記できる旧姓（旧氏）は1人に1つだけです。

住民票に旧姓（旧氏）が併記されると、印鑑登録証明書やマイナンバーカード、公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓（旧氏）が併記されるようになります。

併記を希望されるかたは、住民福祉課 戸籍福祉係までお問い合わせください。



お知らせ

マイナンバーカードはできるまでに、1か月から1か月半程度かかります。確定申告などで利用したいと検討されているかた、ぜひ、お早めにご準備ください。

郵送での申請のほか、お手元のスマートフォンからのオンライン申請も可能です。

問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132

無料「就労相談会」を実施します

就労に悩みをお持ちの50歳未満のかたや、そのご家族の無料相談会を開催します。

【相談日】 11月21日(木)

令和2年 1月30日(木)

【相談時間】 午後1時30分～3時30分

【場 所】 美里町保健センター

【料 金】 無料

【対 象】 町内に在住しているおおむね50歳未満のかたおよびその家族

【事前予約】 無料相談を受けるには、事前予約が必要となりますので問合せ先までご連絡ください。



また、電話での就労相談も行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

※事前予約・電話相談の受付時間は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時までです。

予約・問合せ＝特定非営利活動法人ワーカーズコープ ☎080-3759-6756
美里町社会福祉協議会 ☎76-3601

発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）をご利用ください！

埼玉県では、発達障害に特化し、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着までを支援する「発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）」を運営しています。



同センターでは、発達障害のために就労が困難なかたの就労を支援し、それぞれの得意な分野でこれまでに400人以上が就職しています。

【対 象】

医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害の特性を持ち、その自覚があるかたで企業などへの一般就労（障害者雇用枠での就労を含む）を希望しているかた。

ただし、障害福祉サービスの就労移行支援を利用して訓練を受ける際には、医師の診断および市町村による障害福祉サービスの受給決定が必要です。

【場所・問合せ】

- ①ジョブセンター川口
川口市本町4-1-8 川口センタービル4F
☎048-227-3400
- ②ジョブセンター草加
草加市氷川町2101-1 シーバイオビル3F
☎048-929-7600
- ③ジョブセンター川越
川越市脇田本町9-1 長谷部ビル3F
☎049-249-8772
- ④ジョブセンター熊谷
熊谷市桜木町1-137 サンライズ桜木・堀口第二ビル4F・5F
☎048-501-8917